

**「長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（仮称）」の骨子に係る
県民意見公募手続（パブリックコメント）の概要**

1 パブリックコメントの実施概要

(1) 実施期間：令和2年5月28日（木）～6月10日（水）（14日間）

(2) 実施方法

ア 内容の周知方法

- ・長野県ホームページへの掲載
- ・SNSによる周知
- ・資料の配置

県庁（行政情報コーナー、危機管理防災課）

合同庁舎（行政情報コーナー、地域振興局総務管理課（総務管理・環境課））

イ 意見の提出方法

ご意見記入用紙により、郵送、FAX、電子メールで提出。

2 寄せられたご意見の概要

(1) 件数

61名（110件）

(2) 項目別の件数

No.	項 目	件数
①	「1 目的」に関する事	3件
②	「2 条例対策本部の設置等」に関する事	3件
③	「3 感染症対策の実施等」に関する事	21件
④	「4 まん延を防止するための協力の求め等」に関する事	15件
⑤	「5 県民及び事業者等に対する支援」に関する事	18件
⑥	「6 方針等についての意見の聴取」に関する事	4件
⑦	「7 人権等への配慮」に関する事	12件
⑧	条例制定に対するご意見	21件
⑨	その他のご意見	13件
	計	110件

(3) 主な意見

①「1 目的」に関すること

- ・条例の目的には、「感染抑制」と「経済活動」の両立によって、真に安心・安全な県民生活の維持を目指すことを加えるべき。
- ・「県民の生命及び健康を保護し、安全・安心な生活を維持することを目的とする」とあるが、同時に「県民の最低限の経済生活を守る」旨を明記すべき。

②「2 条例対策本部の設置等」に関すること

- ・県対策本部と条例対策本部の関係が分かりづらい。
- ・条例対策本部がどのような構成なのか明確にすべき。

③「3 感染症対策の実施等」に関すること

- ・感染防止策を県民だけでなく、事業者にも情報提供してほしい。
- ・徹底した検査体制、無感染者への対策により、感染症を県内に持ち込まない、まん延させないことに重点をおくべき。
- ・県民が安全で安心な社会生活を維持できるよう、医療・検査体制の充実、医療資材等の備蓄その他必要な感染症対策を実施することは、医療崩壊を防ぐ上でも重要。
- ・「基本的方針」とあるが、国の「基本的対処方針」と混同しないよう、名称を別のものにし、内容も県の対策を簡潔かつ具体的に記載するものにすべき。
- ・PCR検査の拡充を行ってほしい。

④「4 まん延を防止するための協力の求め等」に関すること

- ・県民に対する協力の要請であり強制的なものではないというが、実際には、協力の要請をすれば県民は従わざるを得ないため、この条例は容認できない。
- ・条例骨子の4(2)(条例対策本部の長が協力を求めることができる内容)は、政府対策本部が設置された後は不要ではないか。
- ・画一的な要請ではなく、柔軟な対応を望む。
- ・協力要請に県の統制を感じてならない。県民との信頼関係があれば、条例がなくとも十分対応できる。

⑤「5 県民及び事業者等に対する支援」に関すること

- ・休業要請に協力しない施設名の公開による社会的制裁では協力を得られないため、協力に対する補償を明確にすべきである。
- ・条例骨子の速やかな具体化と実効性を発揮するためにも、財政の裏付けと確保が執り行われることを希望する。
- ・まん延地域からの人の往来を誘発させる施設に休業の要請を行い、その施設に経済的支援を行うこと。
- ・医療機関及び医療従事者に対する要請と支援が条例骨子に位置付けられていない。

- ・県民及び事業者等に対する支援として、県内でも従事者の多い観光産業についても明示を希望する。

⑥「6 方針等についての意見の聴取」に関すること

- ・休業等の協力要請に際して、事前の民主的コントロールが不可欠である。
- ・教育に関わる専門家を含めてほしい。

⑦「7 人権等への配慮」に関すること

- ・人権等への配慮に関する規定は、条例の基礎となる重要なところだと思う。
- ・SNSでの誹謗中傷を防ぐため、罰則規定が必要ではないか。
- ・車にステッカーがなくても「県外ナンバー」を受け入れる気持ちを県民に訴えるべきではないか。
- ・全ての県民に排除、断絶が起こらない、やさしさにあふれる長野県であるよう繰り返し呼び掛けていくことで、より豊かな県民性として根付くと思われる。

⑧条例制定に対するご意見

- ・条例化は反対。感染症対策の成果は、県民の協力によるところが大きいと思う。
- ・これまでの対策を十分に検証した上で、条例の必要性や内容を議論すべきであり、現時点での条例制定は時期尚早である。
- ・今後、新型コロナウイルスの亜種や変種が確認された場合など、それをケアした条例にした方がいいのではないか。
- ・罰則は入れないでほしい。
- ・条例に県知事の要請を規定する必要があるならば、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を行うよう、国に要請する方が先ではないか。

⑨その他のご意見

- ・感染者に関する情報は、個人情報に配慮した上で積極的に公開してほしい。
- ・県民の安全・安心のため、PCRセンターの検査数の公開等、県民に対する情報公開についても規定すべきではないか。
- ・新型コロナウイルス感染症のワクチンが開発された後、その接種順位は様々な観点から検討することが必要である。

(4) 寄せられた意見の概要と県の考え方

意見の概要	県の考え方
① 「1 目的」に関すること	
<p>条例の目的には、「感染抑制」と「経済活動」の両立によって、真に安心・安全な県民生活の維持を目指すことを加えるべき。</p>	<p>感染抑制と経済活動の両立は、重要な視点であると考えております。</p> <p>条例には、経済活動の観点も含め、「安全で安心な県民生活を維持することを目的とする」ことについて規定してまいります。</p>
<p>「県民の生命及び健康を保護し、安全・安心な生活を維持することを目的とする」とあるが、同時に「県民の最低限の経済生活を守る」旨を明記すべき。</p>	<p>「安全で安心な県民生活を維持することを目的とする」ことについて規定してまいります。</p>
<p>対象が不明確。コロナ等の「等」、同感染症等の「等」は必要か。非常にあいまい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に加え、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に規定する新型インフルエンザ等も対象としているため、「新型コロナウイルス感染症等」としています。</p>
② 「2 条例対策本部の設置等」に関すること	
<p>県対策本部と条例対策本部の関係が分かりづらい。</p>	<p>ご意見を受けて、条例案では対象が明確となるよう記載してまいります。</p>
<p>条例対策本部がどのような構成なのか明確にすべき。</p>	<p>いただいたご意見を今後の施策の参考とさせていただきますので、ご理解をお願いします。</p>
<p>骨子の2(3)は不要ではないか。</p>	<p>条例対策本部の所掌事務を明確にするため、規定するものです。</p>
③ 「3 感染症対策の実施等」に関すること	
<p>感染防止策を県民だけでなく、事業者にも情報提供してほしい。</p>	<p>ご意見を受けて、情報提供の対象に事業者を追加します。</p>
<p>県民が安全で安心な社会生活を維持できるよう、医療・検査体制の充実、医療資材等の備蓄その他必要な感染症対策を実施することは、医療崩壊を防ぐ上でも重要。</p>	<p>医療・検査体制の充実、医療資材等の備蓄については、県として引き続き積極的に取り組んでまいります。</p>
<p>「基本的方針」とあるが、国の「基本的対処方針」と混同しないよう、名称を別のものにし、内容も県の対策を簡潔かつ具体的に記載するものにすべき。</p>	<p>ご意見としてお伺いしました。</p> <p>基本的方針には、県の基本的対処方針のみでなく、今後の県としての対応等が含まれています。</p>

<p>PCR検査の拡充を行ってほしい。</p>	<p>PCR検査は重要と認識しており、条例案には「検査及び調査に関する体制の充実」について記載してまいります。</p>
<p>条例骨子の2(2)と同じ文言を3にも入れたほうがすっきりする。</p>	<p>2(2)は条例対策本部の長を規定し、3は県の施策について規定しています。</p>
<p>市町村への協力要請は当然のこのため、文面には記載がないのか、よくわからない。独自で条例を作成すべきかわからない。</p>	<p>第1波の経験を踏まえ、第2波の前に考え方・手順を整備し、県民と共通した認識の下、対策を準備しておく必要があると考えています。</p>
<p>3密にならないように、ということでは、仕事にならない。換気も消毒も頑張っているが、子どもと離れての保育は不可能である。部屋を別にしたら保育士が不足する。保育園は休園しないのに、全くと言っていいほど対策について示されていない。保育園についても考えて欲しい。</p>	<p>県と市町村は、役割分担して保育所等内での感染拡大防止対策を進めるため、マスクや消毒液等の衛生用品の配布等の支援をしておりますが、今後、感染症対策のための職員研修等の支援を予定しております。</p> <p>なお、保育の実施主体である市町村においては、人との接触を減らす観点から、可能な範囲での園児の分散登降園のお願いやイベント開催時における参加人数の抑制、参加者間のスペース確保などの対策を検討いただいております。</p>
<p>医療資材について、コロナ対策時だけでなく、すべての災害時（緊急時）に県内で自給できるよう、備えておく必要がある。</p>	<p>必要な物資・資材の備蓄については、今後とも取り組んでまいります。</p>
<p>ペットに対する各家庭での対策は必要ないか。</p> <p>医療機関受診の目安は、今後どのようにすべきか。</p> <p>障がい者に対する支援を明確化すべきではないか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関するペット関連の情報は、県ホームページ上で掲載しています。今後も適切な情報発信に努めてまいります。</p> <p>医療機関受診の目安は、きめ細かく対応することが必要と考えており、随時お示ししていきます。</p> <p>障がい者に対する支援は、施策により対応していきます。</p>

<p>条例には、協力要請では弱い。不要不急の外出制限はもちろん、外出に当たっては外出許可書の発行等が必要。罰則等が必要。</p>	<p>県民の皆様への影響を鑑み、ご意見のような対応は困難と考えていますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>なお、罰則規定は予定しておりません。</p>
<p>事業者が感染防止策を取らなかった場合の罰則を入れてほしい。</p>	<p>ご指摘のとおり、危機管理においては、早期の対応が重要であることから、基本的な枠組みをあらかじめ定めておくためにも条例を定めようとするものです。</p> <p>いただいたご意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>感染症を始め危機管理は初動で決まる。初期の内なら、感染の広がった場所だけに網をかけ、まだ何も発生していない場所は普通に生活して地域経済を維持できる。何も問題の発生していない地域まで網をかける必要は無く、市町村単位や地方単位で済むような戦略を考えるべきである。</p> <p>危機管理の基本は、物事を場所的、時間的、同類項的に仕分けし(分散化)、計画し行動することである。</p> <p>感染症対策を見逃しなく確実にを行うためにはそれを組織化しシステム化することが必要で、①体制づくり、②情報処理システム化が課題。</p> <p>有識者会合には医療、経済の専門家、更に心理、システム等の専門家(SE)も考えるべき。</p> <p>旅行、外食、スポーツ、文化的イベント、催事、習い事、趣味、娯楽まで制約される生活には人は耐えられない。子供達の心、教育に影響を落とすような社会にたくない。</p>	<p>いただいたご意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>徹底した検査体制、無感染者への対策により、感染症を県内に持ち込まない、まん延させないことに重点をおくべき。</p>	
<p>コロナの疑いがある方も、そうでない病気の方も、それぞれ安心して病院にかかれるような医療体制が必要だと思う。</p>	
<p>まん延防止策として、学校行事の自粛又は中止、県外からの訪問者・帰省者の制限、感染者が多くいる地域からの訪問制限、感染者がいる地域への訪問制限、外国からの訪問者・帰国者の県内訪問制限を行う。感染症の講習会を企業・学校向けに行うことが必要。アルコール消毒・マスクは病院・施設・学校等に優先的に販売する。</p>	

<p>松本市の「中信松本医療センター」跡地に「長野県疾病管理予防センター」を創り、コンピュータ主体のデータ機関」にしてはどうか。</p>	<p>いただいたご意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>国は、記録を残さずに「専門家の意見を聴く」会議をしては、政策を官僚に作らせた。県政は、「蓄積してあるデータ」で、正確に早く実働対応が求められる。国の要請が、県の「疾病管理予防センター」で対応をデータ出力して、本部に渡れば、実働が可能に為り、後世への新しいデータの蓄積も出来る。</p>	
<p>PCR検査センターを県内に数ヶ所設けている割に、実際に採取した検体を長野まで搬送しているのは、無駄が多い。コロナとの長期戦を考えると、県職員にも、疲弊することなく、休日や夜間の対応等は簡素化してもよいと思う。</p>	
<p>喫煙者は重症化する傾向があることから、喫煙に関する文言を追加し、受動喫煙含む喫煙モラルの向上に繋げてほしい。</p>	
<p>県域をまたいでの行動は控えてほしい。買い物、会計時は間隔を空けて並んでほしい。飛沫対策は継続してほしい。スーパーやコンビニなどのゴミ回収やリサイクル回収はやめてほしい。</p>	<p>ご意見としてお伺いしました。</p>
<p>道路で唾吐きをするのを禁止してほしい。 感染対策に鈍い人に注意喚起してほしい。</p>	
<p>④ 「4 まん延を防止するための協力の求め等」に関する事</p>	
<p>県民に対する協力の要請であり強制的なものではないというが、実際には、協力の要請をすれば県民は従わざるを得ないため、この条例は容認できない。</p>	<p>感染症対策の基本的な考え方や手順に関するルールを明確にし、県民の皆様と認識を共有することが肝要と考えております。条例案には、経済的な支援その他の必要な措置について記載してまいります。</p> <p>感染症対策は強権的に行うのではなく、県民の皆様の自主的な判断を尊重し、その上で協力を求めることが重要であると考えております。</p>

<p>協力要請に県の統制を感じてならない。県民との信頼関係があれば、条例がなくとも十分対応できる。</p>	<p>感染症対策は強権的に行うのではなく、県民の皆様の自主的な判断を尊重し、その上で協力を求めることが重要であると考えていますが、県民の皆様に与える幅広い影響を鑑み、条例に位置付けるものです。</p>
<p>条例骨子の4(2)(条例対策本部の長が協力を求めることができる内容)は、政府対策本部が設置された後は不要ではないか。</p>	<p>政府対策本部が廃止された後に、県独自で対応する必要性が否定できないため、本規定を設けております。</p>
<p>条例骨子の4(2)は条例対策本部が行うものであるとしながら、6では、4(2)も県対策本部長が行うこととなっているのでは。</p>	<p>県対策本部は条例対策本部又は特措法を設置根拠とする対策本部を含んだ概念として整理しています。</p>
<p>画一的な要請ではなく、柔軟な対応を望む。</p>	<p>県民の皆様への要請は社会的・経済的な影響が大きいいため、専門家の意見を聴いたうえで、対策本部で決定してまいります。</p>
<p>協力の求めをできるとしているが、条例制定前と制定後で何が変わるのか。</p>	<p>法に根拠のない依頼であったものが、条例により県民の皆様と共通した認識のもと、対応を講ずることができるようになります。なお、県民の皆様にお問い合わせの事項に変更はありません。</p>
<p>将来の罰則規定の制定について、現在の考えを明らかにすること。</p>	<p>罰則規定を設けることは予定しておりません。</p>
<p>自粛等の県からの要請の条例制定は、憲法の財産権の侵害にあたる可能性はないか。</p>	<p>県民の生命・健康の保護のため、やむを得ず、一定の制約を含む協力の求めを行う可能性がありますので、ご理解をお願いします。</p>
<p>協力の求めを新型コロナウイルスに限定するのは何故か。 条例骨子の4の(1)と(2)の違いは何か。 まん延防止と感染防止の違いは何か。</p>	<p>感染症ごとに対応が異なることから、新型コロナウイルス感染症のみに限った対応としました。 4(1)は、特措法の適用状況にかかわらず協力の求めができ、4(2)は、特措法が適用されていないときに限り協力の求めができるという点で違いがあります。 「まん延防止」「感染防止」は他の法令用語とあわせて整理しました。</p>

<p>条例の制定はした方がよい。</p> <p>「不要不急の外出、県をまたいだ移動、不要不急の渡航はなるべく控える。」をいれるとなおよい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策については、不要不急の外出を控えるなどまん延防止の策を講ずることを規定してまいります。</p>
<p>必要最小限であるべきだが、そもそもこの「最小限」を誰が決めるのか。</p>	<p>県民への影響が大きいため、専門家の意見を聴き、対策本部で決定します。</p>
<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請について、運動・遊戯施設の中にスポーツクラブ、屋内外水泳場が含まれているが、会員制スイミングクラブ、会員制スポーツクラブが一括りにされており、より細かな分類に定めていただきたい。</p>	<p>いただいたご指摘を踏まえ、今後における新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請（遊興施設、運動・遊戯施設、劇場等の使用停止又は催物の開催の停止要請）の対象施設の種類や要請内容について検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>入場時の体温測定は明記すべきである。</p>	<p>事業者の規模等により適切な感染防止策は異なるため、条例に規定するのは困難なため、ご理解をお願いします。</p>
<p>条例の制定にあたっては、拙速であってはならないし、安易であってならない。慎重であるべき。新型コロナウイルスの正体を究明し、これまでの国または自治体の対応の仕方をしっかりと検証すべきである。住民に制約を求める場合は、必要最小限のものとし、合理的な根拠を示すべきである。以上の点が条例に明記されることを願う。</p>	<p>第 2 波の前に基本的な考え方・手順を整備し、県民と共通した認識のもと、対策を準備しておく必要があると考えています。</p> <p>県民への影響が大きいため、県民の皆様をお願いをするときは、専門家の意見を聴き、対策本部で決定します。</p> <p>第 1 波の経験から既に明確となっている対応について整理するとともに、今後も引き続き感染症対策の検証を行ってまいります。</p>
<p>緊急事態宣言などの自粛、越境抑制等の社会を壊す措置は極力取らずに普通に生活しながらコロナ禍と対峙する方法がある筈なので、賢明な皆さんが知恵を出し合い、力を合わせれば必ず達成できると確信している。</p>	<p>いただいたご意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

⑤ 「5 県民及び事業者等に対する支援」に関すること

<p>休業要請に協力しない施設名の公開による社会的制裁では協力を得られないため、協力に対する補償を明確にすべきである。</p>	<p>感染症対策の基本的な考え方や手順に関する一定のルールを明確にし、県民の皆様と認識を共有することが肝要と考えています。</p> <p>条例案には、経済的な支援その他の必要な措置について規定してまいりますので、ご理解をお願いします。</p>
<p>条例骨子の速やかな具体化と実効性を発揮するためにも、財政の裏付けと確保が執り行われることを希望する。</p>	<p>感染抑制と経済活動の両立は、重要な視点だと考えておりますので、県として、各種キャンペーンの実施や資金繰り支援などを実施してまいります。</p>
<p>まん延地域からの人の往来を誘発させる施設の休業の要請を行い、施設に経済的支援を行うこと。</p>	
<p>県の財政力で、観光等の事業者を守り切る支援策は、ほぼ困難ではないか</p>	
<p>国の支援策は、現状、イベント・飲食・観光が明かされているが、その業種に間接的に関わる企業には何の補償もない。不公平なくきちんと皆が補償されることを願う。個々に補償すれば、自ずと従業員の生活も補償される。皆が等しく支援を受けられるようにしてほしい。なぜ県はヒアリングを早くに行わなかったのか。そしてその意見を国に提示出来なかったのか。</p>	
<p>住民が制約に応えた場合は、行政は被る損害の補償をすべき。</p>	
<p>県民の「健康・安全」と「最低限の経済生活の維持の両立を目的とした「まん延防止への協力要請」でないと、事業を行っている県民の納得は得られない。</p>	<p>感染抑制と経済活動の両立は、重要な視点だと考えております。</p> <p>条例案には、経済活動の観点も含め、「安全で安心な県民生活を維持すること」について規定してまいります。</p>

<p>医療機関及び医療従事者に対する要請と支援が位置付けられていないのはなぜか。</p>	<p>医療関係者に対する要請については、特措法に規定されております。また、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れていただいている医療機関及び医療従事者の皆様への支援については、引き続き県として取り組んでまいります。</p>
<p>県民及び事業者等に対する支援として、県内でも従事者の多い観光産業についても明示を希望する。</p>	<p>本県では、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための対策として、本年4月24日から5月6日の間、休業の検討の協力依頼に応じていただいた観光・宿泊施設等（主として観光客を対象とする施設）に、感染拡大防止協力金（1事業者当たり30万円）を支給するなどの対策を実施しました。</p> <p>今後も県からの協力の求めに応じていただいた事業者の皆様の経済社会活動を様々な面で支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。</p>
<p>宿泊施設用のガイドブックや飲食店向けのガイドラインの内容が厳しすぎて家族営業の小さな施設ではやり切れない。県条例として整備されることはよいとは思いますが、小規模な飲食店や宿泊業者がどこまでの対策を取れば営業再開の見通しが立てられるのかが大きな問題である。小規模零細事業者の対応策を考えてほしい。</p>	<p>あくまでこのガイドブック（ガイドライン）は、感染拡大の予防と社会経済活動の両方を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各宿泊施設においては、施設の規模や業態等を勘案した上で、実情に合わせた対策を講じていただくものです。</p> <p>なお、今回の「長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例」とガイドブック（ガイドライン）は、直接の関連性はありませんのでご承知おきいただきますようお願いいたします。</p>

<p>「まん延した地域」では抽象的なので、人口10万対〇人など具体的かつ合理的理由の明記が必要。</p> <p>要請に協力した施設等には、施設従業員への休業補償及び施設への保証を行うことを明記することが必要。経済的担保がないままの協力要請は施設側も納得できない。協力であり強制ではないので、「同調圧力」を利用した行動は謹むべき。</p> <p>パチンコ店への休業依頼に関しては、パチンコ店でクラスターが発生したわけでもなく、感染予防策をとればよく、協力要請の「合理的」な根拠はない。条例では、協力であり強制ではないことを明記し、「協力要請に応じない施設があっても当該施設及び職員等への誹謗・中傷・差別等の行為を行ってはならない。」ということも、人権上の配慮として必要。</p>	<p>ご意見としてお伺いしました。</p> <p>他都道府県での新型コロナウイルス感染症の感染状況のモニタリングについては、引き続き行い、県ホームページに公表してまいります。</p> <p>感染抑制と経済活動の両立は、重要な視点だと考えておりますので、各種キャンペーンの実施や資金繰り支援などを実施してまいります。</p> <p>県民への影響が大きいため、県民の皆様をお願いをするときは、専門家の意見を聴き、対策本部で決定します。</p>
<p>県民の命と暮らしを守ることを明確にすることが必要。命については、①感染症による死亡、②感染の疑いがあることで医療につながるができないことでの死亡等が想定できる。暮らしを守ることについては、経済的支援、マスクや消毒薬等の医療関連用品の確保、医療体制の拡充を具体的に例示することが必要。</p> <p>対策を精査して、それらを踏まえどう条例化する検討し、その結果を県民に提示することが大切。</p>	<p>第1波の経験から既に明確となっている対応について整理するとともに、今後も引き続き感染症対策の検証を行っていきます。</p>
<p>「必要な支援を行う。」ではなく、「必要な支援を行うものとする。」としていないのは何故か。</p>	<p>「するものとする」とは、一般的な方針を示す意味として、行政機関にある種の拘束をする場合に用いる言い回しです。</p>
<p>生活保護受給者には商品券では無く、一定の割引率が適用される「買い物パスポート」のようなものの発行が望ましい。</p>	<p>いただいたご意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

<p>感染しないために必要なのは、簡便な検査で、感染の有無を知り、隔離すること。</p> <p>医療従事者、介護従事者、観光業従事者、子どもたちの検査を定期的に行い、安心して働き、学習できる体制を作っていただきたい。学校の休校は、最小限にとどめ、学習を保証してほしい。</p> <p>医療従事者、介護従事者への支援金を支給してほしい。</p> <p>防護品（医療器械、マスク、防護服など）や、コロナ患者用のベッド数を公開してほしい。</p> <p>マスクや防護服の製作に赤字会社が携わる等、企業間のマッチングを推進してほしい。</p> <p>密集した首都圏からの移住者を大々的・積極的に受け入れる支援策を発信してほしい。</p> <p>感染源は首都圏などが多いので、接触する人は必ず検査することを決定してほしい。</p>	<p>いただいたご意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>医療従事者とライフラインを守る流通、電気、水道、ごみ収集などの方々への幅広い支援（危険手当など）をお願いしたい。</p>	
<p>条例骨子では、中小企業を対象にした支援について触れられているが、福祉や介護等の関連施設や事業に対する支援は特記されていない。</p> <p>また、留学生や外国人技能実習生を含めた学生等にも大きな影響があり、困窮者への支援を希望する。</p>	
<p>小学校に勤務しているが、職員は消毒やトイレ掃除等負担が増えている。教師以外、人員増員を望む。</p>	

⑥ 「6 方針等についての意見の聴取」に関すること

<p>ウイルスまん延防止という目的そのものは極めて正当で否定するつもりはないが、休業その他の協力要請は、法律上の根拠は不要なはず。</p> <p>条例制定には反対であるが、制定する場合は、休業等の協力要請に際して、事前の民主的コントロールが不可欠である。</p>	<p>特措法に規定する措置及び条例に規定する協力の求めなどの感染症対策を行う前に、市町村長の代表者及び専門的な知識を有する者の意見を必ず聴取することとします。</p> <p>また、協力の求めを行うこととしたときなどには、議会へ報告することとします。</p> <p>なお、骨子6中の「ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。」という部分は条例案に盛り込まないこととします。</p>
<p>運営での詳細案を議会開催前に県民の意見を聞くことを要望する。</p>	<p>感染症対策に当たっては、専門家や有識者などの意見を聴いた上で適切に判断してまいります。</p>
<p>教育に関わる専門家を含めてほしい。</p>	<p>いただいたご意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>感染症に加え、公衆衛生、法律、経済、産業、労働、教育等幅広い専門家で構成。会議は原則として公開。対策の検証を行うことも協議内容に入れることを条文に明記すべき。</p> <p><理由等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の専門家懇談会は、感染症（医療を含む）の専門家限定されているが、社会的な対応に関する意見の聴取をするのであれば、幅広い分野の専門家から意見を聴取することを明文化すべき。 ・現在の専門家懇談会は非公開であり、どのような考え方、意見により県の対策が決まっているのか、県民にはわからない。 ・県が取る対策について意見を聴くのであれば、その対策に関する評価についても意見を聴き、対策の検証と今後の対策に活かすべき。 	<p>ご意見としてお伺いしました。</p> <p>なお、現在の県の新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会における協議内容は、外部に公開することで、県の事務事業などの適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報が含まれているため、非公開としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

⑦ 「7 人権等への配慮」に関すること	
SNSでの誹謗中傷を防ぐため、罰則規定が必要ではないか。	差別的取扱いや誹謗中傷を行ってはならないということについて、県民の皆様に改めてご理解いただくために条例案に盛り込んだもので、取締りや処罰は目的としておりません。
人権等への配慮規定を載せても抑止力にならないと危惧されるため、罰則を設けるべき。	
人権に関わる項目として、感染症は誰もが罹患する可能性があることを明記し、「何人も感染者への誹謗・中傷・差別をしてはならない」などの条項が必要。	ご指摘の点は、骨子に記載しており、条例案にも記載してまいります。
長野県に滞在している他県の方は対象に含まれていませんが具体的な理由は何か。 また、長野県民が、他県で「不当な差別的取扱い」と「誹謗中傷」を行うと、この条例違反とされるのか。	条例案では、県民、県に滞在する者及び事業者を対象とするよう規定してまいります。 この条例は、他県で行われた行為は対象となりません。
「不当な差別的取扱い」と「誹謗中傷」の定義は何か。誰がどういう方法で「不当な差別的取扱い」と「誹謗中傷」と認定するのか。 自衛のため、病弱の子供や高齢者のいる家庭で、感染リスクの高い人の訪問や関りを避けることは、「不当な差別的取扱い」と「誹謗中傷」に当たるか。	「不当な差別的取扱い」は、新型コロナウイルス感染症等への感染のおそれ等を理由に相手の立場や気持ちへの配慮なしに一方向的に排除や制限をすること、「誹謗中傷」は、根拠のない他人の悪口を言いふらすことなどを想定しております。 感染リスクの高い人との関わりを避けること自体は不当な差別的取扱い又は誹謗中傷には当たらないものと考えます。
この項目により、勝手連的な自衛警察（主にネット）による、取り締まりが横行してしまう危険はないか。	差別的取扱いや誹謗中傷を行ってはならないということについて、改めて県民の皆様にご理解いただきたいと考えております。
人権等への配慮に関する規定は、条例の基礎となる重要なところだと思う。	いただいたご意見を今後の施策の参考とさせていただきます。
車にステッカーがなくても「県外ナンバー」を受け入れる気持ちを県民に訴えるべきではないか。	

<p>全ての県民に排除、断絶が起こらない、やさしさにあふれる長野県であるよう繰り返し呼び掛けていくことで、より豊かな県民性として根付くと思われる。</p>	<p>いただいたご意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>県境を越える往来自粛について、周囲には冷ややかな視線を受けたり車に傷をつけられたりということが全国的にもあった。条例に人権のことが謳われているが、実行性という点では疑問である。持病で通院が避けられない方への医療水準が下がらないようお願いしたい。</p>	
<p>感染症を全て防ぐことは不可能である。感染者への差別的見方等が無くなるような方法を考えてほしい。</p>	<p>ご意見としてお伺いしました。</p>
<p>県外からの移住者に対して、車のステッカー「県内に住んでいます」を配布し偏見を無くす必要がある。</p>	
<p>⑧ 条例制定に対するご意見</p>	
<p>早急に制定する理由は何か。</p>	<p>第1波の経験を生かし、第2波の前に考え方・手順を整備し、県民の皆様と共通した認識のもと、対策を準備しておく必要があると考えています。</p>
<p>新型コロナウイルスの感染防止に向けた独自の条例案を制定するのは、少し早いのではないか。県議会と向き合い、丁寧な説明と、時間をかけて討論すべきである。</p>	
<p>この条例によらなければ、できない事項又はできなかった事項は何か。</p>	<p>特措法に根拠がなく県独自に行った依頼（感染症がまん延していると認められる地域からの人の往来を誘発させる施設の休業の検討の協力の求め）について、県民の皆様の代表である県議会により審議いただいた条例を根拠として、行うことができるようになります。</p>
<p>罰則は入れないでほしい。</p>	<p>罰則規定を設けることは予定しておりません。</p>

<p>今後、新型コロナウイルスの亜種や変種が確認された場合など、それをケアした条例にした方がいいのではないかと。</p>	<p>条例の施行後2年以内を目途として、条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じてまいりたいと考えております。</p>
<p>条例のような取り決めはとても必要。 一方、3密を避けるために学校の学級人数についても検討を願う。</p>	<p>この条例は、あらかじめ、県の対策の基本的な考え方や手順について、県民の皆様と認識を共有するものです。いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
<p>条例化は反対。今回の感染症対策の成果は、県民の協力によるところが大きいと思う。</p>	<p>第1波の経験を生かし、第2波の前に、県の対策の基本的な考え方や手順を整備し、県民の皆様と共通した認識のもと、対策を準備しておく必要があると考えております。</p>
<p>「県新型コロナ対策条例案」に断固反対である。</p>	
<p>中国発のいわゆる「武漢肺炎」による、県民の恐怖に付け込んだドサクサ的とも思える「危険な内容の条例制定」には反対。</p>	
<p>条例制定に反対する。コロナの検証もなく、県民への説明と理解が得られない中では認められない。憲法で保障されている自由を規制することは許されない。</p>	<p>第1波の経験を生かし、第2波の前に、県の対策の基本的な考え方や手順を整備し、県民の皆様と共通した認識のもと、対策を準備しておく必要があると考えております。</p> <p>県民の生命・健康の保護のため、やむを得ず、一定の制約を含む協力の求めを行う可能性がありますので、ご理解をお願いします。</p>
<p>これまでの対策を十分に検証した上で、条例の必要性や内容を議論すべきであり、現時点での条例制定は時期尚早である。</p> <p>条例に県知事の要請を規定する必要があるならば、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を行うよう、国に要請する方が先ではないかと。</p>	<p>特措法では捉えきれない協力の依頼（広域的な移動制限、観光・宿泊施設の利用制限等）について、手続きを明確にしたうえで、的確に対応することが必要であるため、条例を制定してまいりたいと考えております。</p> <p>県民の皆様への影響を鑑み、ご意見のような対応は困難と考えますので、ご理解をお願いします。</p>

<p>今、条例をつくる意義が分からない。 条例を策定するのであれば、強制力を持つものとするべき。 県会議員、現業を除く県職員の給与の削減を。</p>	<p>第1波の経験を生かし、第2波の前に考え方・手順を整備し、県民と共通した認識の下、対策を準備しておく必要があると考えています。 県民の皆様への影響を鑑み、強制力をもつ措置を規定することは困難と考えておりますので、ご理解をお願いします。</p>
<p>今回なぜ条例を制定する必要があるのか、強い疑問を持っている。特に条例案の3、4では対策の実施、県民への求めが明記されているが、現行法の下でも既に出来ていることではないか。それを何故今回条例化しようとしているのか、まったく理解ができない。 県は今、新型の感染症で苦しむ県民生活をどう支えるかにこそ傾注すべきではないか。条例の制定には、反対を表明する。</p>	<p>第1波の経験を生かし、第2波の前に考え方・手順を整備し、県民と共通した認識の下、対策を準備しておく必要があると考えていますので、ご理解をお願いします。 感染抑制と経済活動の両立は、重要な視点だと考えておりますので、各種キャンペーンの実施や資金繰り支援などを実施してまいります。</p>
<p>条例がなくてもコロナウイルス感染に対する対策本部を設置し、対策をとってきたにもかかわらず、新たに条例を設置する理由が、県の説明では納得できない。 条例制定より前に分析を。 ・感染者の感染原因と感染場所の分析 ・営業規制を求めたパチンコ店その他における感染者数を分析し、規制の効果を客観的に明らかにするなど 県民に自粛や要望を発するにあたり、その方法は一方的な傾向が強く、客観的な理由の開示も、情報の提供も不十分で、「自粛警察」と揶揄される状況を作り出してしまったのではないか。骨子案の記述では、人権侵害防止に本気で取り組む姿勢としては、不十分だ。 岩手県など、取り組みが高く評価されている自治体がある。自治体が十分に感染症に対策できることを証明している。 第一波を乗り越え、小康状態にある今こそ、この半年間の分析を行い、緊急に次の波に備えて具体的な準備をしなければならない。</p>	<p>第1波の経験を生かし、第2波の前に考え方・手順を整備し、県民と共通した認識の下、対策を準備しておく必要があると考えています。 第1波の経験から既に明確となっている対応について整理するとともに、今後も引き続き感染症対策の検証を行っていきます。 差別的取扱いや誹謗中傷を行ってはならないということについて、県民の皆様に改めてご理解いただくために設けたもので、取り締まることや処罰することは目的としておりませんので、ご理解をお願いします。</p>

<p>認識の共有には、県民、事業者への情報の共有が必須であると考えるが、情報の提供に関する項目が全くないのはどういう理由からか。</p>	<p>県が行う対策の基本的な考え方や手順に関する一定の枠組みについての認識の共有のために、情報発信に努めてまいります。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症への対策に関わる条例であることから、この「等」の文字は削除すべき。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に加え、特措法に規定する新型インフルエンザ等も対象としているため、「新型コロナウイルス感染症等」としています。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症対策における市町村（長）の役割と権限についての条項を設ける必要がある。</p>	<p>当条例案は、県が取るべき措置に関する基本的な考え方と手順等について一定の枠組みを定めることを目的としていますので、市町村の役割と権限については規定していません。</p> <p>市町村とは、国や公的機関等と共に連携して効果的な取組を進めてまいります。</p>
<p>国の緊急事態宣言にかかわらず、長野県の状況をみて、対策を講じることは、条例で決めなくても当然やるべきこと。</p>	<p>条例によらなくても感染症対策を講ずることは可能ですが、条例の制定により、あらかじめ、県の対策の基本的な考え方や手順について、県民の皆様と認識を共有することが重要と考えています。</p>
<p>条例の必要性を具体的に説明してほしい。新型インフルエンザ等対策特別措置法だけでは対処しきれず、長野県として課題に挙げた事例を教示願いたい。本県以外で同様な趣旨の条例を制定あるいは準備中の自治体を教示願う。</p>	<p>特措法に根拠のない、県独自に行っていた依頼（感染症がまん延している地域からの人の往来を誘発させる施設の休業の検討の協力の求め）について、県民の皆様の代表である県議会により審議いただいた条例を根拠として、行うことができるようになります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症対策に関する条例は、都道府県レベルでは、東京都で制定していると承知しています。</p>
<p>パブリックコメントの募集期間が短すぎる。再度、広報して、意見を募るべき。</p>	<p>可能な限り意見募集の期間を設けましたので、ご理解をお願いします。</p>

<p>知事の権限を条例により限定することは必要だが、急いで条例を制定することはない。今回の対策に不備があればそれを修正する検討が先決ではないか。</p> <p>これまでの対策のメリット・デメリットを十分に検証し、その結果を踏まえた上で、条例の必要性を県民に説明する必要がある。</p> <p>パブリックコメントの期間は短く、県民への周知が不十分。大切な条例であれば、ホームページでもっと目立つような工夫が必要。</p> <p>「新型コロナウイルス等」とあるが、「広範囲に流行する（パンデミック）感染症への対策」と今後新型コロナウイルス以外の新たな感染対策にも使えるタイトルの方が良い。</p>	<p>第1波の経験を生かし、第2波の前に考え方・手順を整備し、県民と共通した認識の下、対策を準備しておく必要があると考えています。</p> <p>可能な限り意見募集の期間を設けましたので、ご理解をお願いします。</p>
<p>⑨ その他のご意見</p>	
<p>感染者に関する情報は、個人情報に配慮した上で、積極的に公開してほしい。</p> <p>感染者の情報については、不必要な個人情報の取得には十分配慮のうえ、開示することを希望する。</p>	<p>感染者に関する情報は、不特定多数の濃厚接触者の有無等、それぞれの事案の状況により、公表を判断してまいります。</p>
<p>国の指針との連携、学校（教育委員会）への指示系統は必要ないか。</p>	<p>特措法を設置根拠とする対策本部では、政府の基本的対処方針を基に県の基本方針を定めることが想定されますが、条例対策本部では、政府の基本的対処方針が存在しないため県独自で基本方針を定めることとしています。</p> <p>条例対策本部の構成員に教育長を含むことを想定しているため、教育委員会への指示系統は規定していません。</p>

<p>エボラ出血熱、ペスト等、指定感染症1レベルの病気ならばこのような対策もやむを得ないと思うが、新型コロナウイルスではやり過ぎで意味をなさない。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症については、比較的感染力が強いこと及び有効な治療法が確立されていないことから、対策を講ずる必要があると考えております。</p>
<p>人間の致死率は100%で、コロナ以外では死なないとでも思っているのか。交通事故で死ぬから車をなくせ、風呂場で溺死することもあるから風呂に入るな、餅を喉に詰まらせて死ぬから餅を作るなどは言わないはず。</p>	
<p>出口がない。どこで解除するのか。ずーっと続くのか。解除の指針を。</p>	<p>5月25日までに全ての都道府県に対する緊急事態宣言が解除されたことを受け、外出自粛、県域をまたいだ人の往来等は段階的に解除されますが、新たな感染を防ぐため、「新しい生活様式(人との接触機会の低減、会話する際のマスク着用など)」を周知し、その定着を推進してまいります。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症のワクチンが開発された後、その接種順位は様々な観点から検討することが必要である。</p>	<p>いただいたご意見を今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>県民の安全・安心のため、PCRセンターの検査数の公開等、県民に対する情報公開についても規定すべきではないか。</p>	
<p>骨子づくりの前に、過去の事象と経緯を確認しておきたい。</p>	
<p>日本人のこれまでの習慣を続ければいいと思う。帰宅時のうがい、手洗い、流行期のマスク着用。治療は重傷者に絞る。ソーシャルディスタンスは必要ない。</p>	<p>ご意見としてお伺いしました。</p>
<p>マスクの同調圧力により、これからの季節、熱中症での搬送者が急増しないか心配。</p>	
<p>スウェーデンの感染症対策の責任者の会見がミスリードの報道で日本では正反対の内容で伝えられている。イギリスの感染症対策の報道はまったくなされていない。</p>	

<p>最近ようやく経済がまずいことに世間が気づき始めたようですが、それでも新型コロナがインフルエンザより劣るということには思い至らない。</p> <p>県内のグローバリズム、インバウンドを見直してほしい。海外からもっと恐ろしいウイルスが入ってきたら、地獄になる。国境の壁は高くしておくべきである。</p>	<p>ご意見としてお伺いしました。</p>
--	-----------------------